

令和7年度

行政監査報告書

- ・ 個別外部監査「私債権(住宅使用料)の債権管理」
- ・ 公有財産の管理状況について
- ・ 個別外部監査「団体に対する補助金の支出」
- ・ 公有地調査委員会報告に関するもの

上記に関するフォローアップ監査

河合町監査委員

令和7年度定期行政監査

令和7年度定期行政監査は、令和5年度と6年度に実施した定期監査と個別外部監査の下記4事案について、指摘事項に対して講じた措置に関し、内容の点検に必要な関連書類の提出を求め、関係職員から聴収することにより、指摘事項の改善状況の確認を行う「フォローアップ監査」を実施した。

- 1 令和6年3月個別外部監査「私債権(住宅使用料)の債権管理」
- 2 令和6年度定期行政監査「公有財産の管理状況について」
- 3 令和7年2月個別外部監査「団体に対する補助金の支出」
- 4 令和7年3月特別監査「公有地調査検討委員会報告に関するもの」

1. 監査の対象

1) 対象事務

令和5年度及び6年度監査における指摘事項に対して講じた措置

2) 対象部課

- (1) 総務部（総務課、財政課、政策調整課、税務課、危機管理課）
- (2) 福祉部（住民福祉課、福祉政策課、子育て健康課）
- (3) 生活環境部（環境対策課、住宅課）
- (4) まちづくり推進課（建設課、観光振興課）
- (5) 教育委員会教育振興部(総務課、生涯学習課)

2. 監査の目的

フォローアップ監査は、令和7年度河合町監査計画にある実施方針に定めるところにより、令和5年度と6年度の定期・行政監査、特別監査及び個別外部監査で、是正・改善の必要があると指摘された事項について、関係課から提出された資料に基づき、内部点検体制が有効に機能しているかの視点により、改善状況の確認を行う事を目的とする。

3. 監査実施日及び場所

- 1) 実施日 令和7年11月5日 9時～16時
- 2) 場 所 河合町役場 3階会議室

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

監査対象課への令和6年度と令和7年度のフォローアップ監査で指摘された事項について、改善内容を確認した結果、一部は改善されていることが確認できた。しかし、是正・改善の必要がある、改善が遅れている下記の指摘事項について適切な措置を講じられたか、その結果報告を求めた。

- 1) 令和6年3月個別外部監査報告「私債権(住宅使用料)の債権管理」で指摘及び問題点とされた事項
 - (1) 令和7年度措置状況
 - ①住宅使用料及び団地共益費滞納繰越分の徴収状況(過年度期含む)
 - ②督促状の送付者数とその内の納付者数
 - ③相続人及び連帯保証人に対する請求
 - ④長期滞納者に対する明渡請求の実施
 - ⑤回収可能性のない住宅使用料及び団地共益費債権処理
 - ⑥単年度契約分納誓約書を完済までの期間に変更する件
 - (2) 潜在的な未収債権について
 - ①延滞金債権の請求と徴収及び関連する条例の改正手続き
 - ②収入超過者と高額所得者に対する措置
 - ③原状回復費用の請求
 - (3) 関連事項
住宅新築資金等貸付事業の債務者17名の財産調査の進捗状況と回収事務の方針
- 2) 令和6年度行政監査「公有財産の管理状況について」で指摘及び問題点とされた事項
 - (1) 寄付された土地の所有権移転手続きの状況
37件のうち4件が手続き中、残り33件に対して意思確認の手続き中。
 - (2) 公有地の不適切な使用状況
山坊892番地1の用途違反解消の交渉及び通知等の関係書類。
 - (3) 商工会無償貸付土地契約締結の状況
 - (4) 自動販売機入札の状況
- 3) 令和7年2月個別外部監査報告「団体に対する補助金の支出」で指摘及び問題点とされた事項
団体に対する補助金の支出についての個別外部監査結果への対応
- 4) 令和7年3月特別監査「公有地調査検討委員会報告書」で指摘及び問題点とされた事項
 - (1) A氏による穴闇135番地1及び2の公有地不法占有に対する占有料の請求と徴収、法令に基づく処置。
 - (2) B氏、D氏穴闇135番地1の公有地不法占有に対する占有料の請求と徴収、法令に基づく処置。
 - (3) 同様事例の調査

5. 監査の結果

- 1) 令和6年3月個別外部監査「私債権(住宅使用料)の債権管理」で指摘及び問題点とされた事項
 - (1) 令和7年度措置状況

①住宅使用料及び団地共益費滞納繰越分の徴収状況（過年度期含む）

～住宅使用料徴収状況表～

○公営住宅

(単位:千円)

年 度		調定額	収納額	滞納額	徴収率
令和4年度	現年	9,384	8,959	425	95.47%
	過年	37,663	799	36,864	2.12%
令和5年度	現年	9,101	8,597	504	94.46%
	過年	37,282	428	36,854	1.15%
令和6年度	現年	8,719	7,517	1,202	86.21%
	過年	33,858	513	33,345	1.52%

○改良住宅

(単位:千円)

年 度		調定額	収納額	滞納額	徴収率
令和4年度	現年	5,225	5,042	183	96.50%
	過年	12,968	141	12,827	1.09%
令和5年度	現年	5,222	5,002	220	95.79%
	過年	13,010	150	12,860	1.15%
令和6年度	現年	4,950	4,735	215	95.66%
	過年	12,468	328	12,140	2.63%

○全体

(単位:千円)

年 度		調定額	収納額	滞納額	徴収率
令和4年度	現年	14,609	14,001	608	95.84%
	過年	50,631	940	49,691	1.86%
令和5年度	現年	14,323	13,599	724	94.95%
	過年	50,292	578	49,714	1.15%
令和6年度	現年	13,669	12,252	1,417	89.63%
	過年	46,326	841	45,485	1.82%
令和6年度合計		59,995	13,093	46,902	21.82%

～団地共益費徴収状況表～

○公営住宅

(単位:千円)

年 度		調定額	収納額	滞納額	徴収率
令和4年度	現年	463	450	13	97.19%
	過年	1,841	67	1,774	3.64%
令和5年度	現年	432	421	11	97.45%
	過年	1,796	27	1,769	1.50%
令和6年度	現年	436	398	38	91.28%
	過年	1,780	29	1,751	1.63%

○改良住宅

(単位:千円)

年 度		調定額	収納額	滞納額	徴収率
令和4年度	現 年	210	189	21	90.00%
	過 年	696	0	696	0.00%
令和5年度	現 年	183	163	20	88.89%
	過 年	716	0	716	0.00%
令和6年度	現 年	140	140	0	100.00%
	過 年	736	90	646	12.25%

○全体

(単位:千円)

年 度		調定額	収納額	滞納額	徴収率
令和4年度	現 年	673	639	34	94.95%
	過 年	2,537	67	2,470	2.64%
令和5年度	現 年	615	584	31	94.96%
	過 年	2,512	27	2,485	1.07%
令和6年度	現 年	576	538	38	93.40%
	過 年	2,516	119	2,397	4.73%
令和6年度合計		3,092	657	2,435	21.25%

～不納欠損の状況(全て時効の援用)～

年 度		住宅使用料(千円)	団地公益費(千円)
令和4年度	公営過年	10,725	164
	改良過年	368	0
令和5年度	公営過年	0	0
	改良過年	0	0
令和6年度	公営過年	3,421	63
	改良過年	613	9
合 計		15,127	236

～令和7年9月末の徴収状況～

○住宅使用料

(単位:円)

区 分		対象者	収入済額	対象者	不能欠損額
町 営	滞 納	9	117,100	4	344,200
	改 良	2	60,500	1	13,500
合 計		11	177,600	5	357,700

○共益費

(単位:円)

区 分		対象者	収入済額	対象者	不能欠損額
町 営	滞 納	2	4,500	2	9,000
	改 良	0	0	0	0
合 計		2	4,500	2	9,000

～入居中の滞納者～ (単位:人、千円)

項目		対象者	滞納額
住宅使用料	公 営	11	12,324
	改 良	12	2,205
	計	23	14,529
団地共益費	公 営	7	1,190
	改 良	0	0
	計	7	1,190
合 計		30	15,719

ア 公営住宅・改良住宅を問わず、過去3年間の住宅使用料及び団地共益費の現年分徴収率は、調定額のうち公営住宅高額所得者2名の滞納額を除くと、概ね95%を上回り改善はみられた。

イ 滞納繰越の総額は、既に退去した者(死亡者含む)の滞納分も含め、令和6年度末で公営住宅と改良住宅の家賃が計46,902千円余り、団地共益費を含めると49,226千円という多額に上っている。

ただ、過去の滞納分の中には、既に消滅時効期間が経過しているものや事実上回収不可能なものが多数含まれている。

ウ 滞納繰越分は、死亡者を含む退去した者の滞納分も含め、滞納発生年度が相当古い滞納分が残されていたが、時効の援用による債権放棄及び滞納者への徴収活動により3,538千円削減されていた。

・使用料及び共益費滞納総額

令和4年滞納総額 52,804千円

令和6年滞納総額 49,266千円

エ 時効の援用者は時効援用手続き後、現年度分使用料及び共益費の支払いは遅延なく行われ、時効の援用者の徴収状況は改善されていた。

・令和4年～6年不納欠損処理額 15,363千円

②督促状の送付者数とその内の納付者数(令和7年4月～9月)

○公営住宅

(単位:円)

送付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合 計
送付者数	9	9	8	8	7	9	50
納付者数	2	2	4	4	1	1	14
住宅納付額	9,700	9,700	20,200	20,200	6,000	6,000	71,800
共益費納付額	1,500	1,500	2,715	2,715	1,500	1,500	11,430

○改良住宅

(単位:円)

送付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合 計
送付者数	2	2	5	2	4	2	17
納付者数	0	0	4	0	3	2	9
住宅納付額	0	0	20,000	0	14,500	11,000	45,500
共益費納付額	0	0	0	0	0	0	0

令和6年度4月～9月半年間督促状送付者及び内納付者

項目	令和6年4月～9月			令和7年4月～9月		
	送付者	納付者	納付率	送付者	納付者	納付率
公営住宅	57	24	42.11%	50	14	28.00%
改良住宅	22	7	31.82%	17	9	52.94%

滞納者の減少により督促状送付件数は減少したが、公営住宅納付率の改善は見られない。

③相続人及び連帯保証人に対する請求

・退去者で生存されている滞納者（単位：人、千円）

	対象者	住宅使用料	対象者	団地共益費
公営住宅	35	10,705	6	211
改良住宅	5	1,043	0	0
合計	40	11,748	6	211

・退去者で死亡されている滞納者（単位：人、千円）

	対象者	住宅使用料	対象者	団地共益費
公営住宅	47	11,519	11	325
改良住宅	28	9,108	5	638
合計	75	20,627	16	963

ア 退去者で生存されている滞納者に対しては、令和7年11月郵送による請求は行われた。

イ 退去者で死亡されている滞納者に対しては、相続人及び連帯保証人の確認を行い、令和8年3月頃郵送により請求を行う予定である。

④長期滞納者に対する明渡請求の実施

ア 令和5年度末での対象者42名うち、現在も使用している21名と交渉を行ったところ、12名は使用料を納付、9名は時効の援用を申し入れたため手続が行われた。

イ 契約者不在等により、直接対応できない残り21名への徴収活動の結果は以下のとおりである。

- ・訪問及び督促 10名
- ・時効の援用 8名
- ・対応手続検討 3名(うち2名は12月に郵送)

ウ 上記イの不在契約者に対しては徴収活動を優先し、明渡請求の手続きは実施していない。

⑤回収可能性のない住宅使用料及び団地共益費の債権処理

令和6年度末での住宅使用料及び団地共益費で回収の可能性がない債権については、令和7年度の徴収活動終了後、河合町債権管理条例第6条の規定に基づき、令和8年度内に債権放棄及び不納欠損処理の予定。

⑥単年度契約分納誓約書を完済までの期間に変更する件

ア 令和7年度分納契約者提出は公営住宅1名。

イ 令和7年度から滞納分納契約書の分納期間は1年間(12回)とし、
1年間で完済させている。

(2) 潜在的な未収債権について

①延滞金債権の請求と徴収及び関連する条例の改正手続き

遅延損害金徴収の対応と河合町営住宅管理条例の延滞金金利が民法で定められた金利と乖離があるため、条例の改正は必要性和と考えているが、私債権を取扱う担当課が複数あることから関係課と協議を行い、条例の変更手続きについては早急に着手する。

②収入超過者と高額所得者に対する措置

収入超過者及び高額所得者に対する、通知とその手続きは行われている。

ア 収入超過者 1名 増額住宅使用料納付された

イ 高額所得者 1名 明渡請求手続き中

1名 令和8年1月に明渡手続きを開始する予定。

③原状回復費用の請求

入居者の責めに帰すべき事由による滅失・毀損の場合や、入居者が模様替え又は増築を行った場合、負担に関する説明及び費用請求は必要に応じて行われる。

2) 関連事項(住宅新築資金等貸付事業)

(1) 債務者の財産状況調査

住宅新築資金等貸付事業では、財産調査は訴訟による判決が出された場合に限られていることから、現状では事前調査ができない。

(2) 回収状況(令和7年10月末現在)

(単位:千円)

滞納額繰越額(3月末)	当期収入済み額	収入未済額(10月末)
62,989	778	62,211

債権者17件の内11件が約定により償還されている。残り6件については本人及び保証人等の調査を実施し回収努力を行う。

3) 令和6年度行政監査「公有財産の管理状況について」

(1) 寄付された土地の所有権移転手続き等の状況

①道路及び水路用地として寄付された土地は37件、内4件は現在所有権移転に係る事務手続きは行われている。

②残り33件の土地については、手続き中の4件の所有権移転事務処理後、引き続き順次行う。

(2) 不適切な公有地の使用状況(山坊892番地1)

本件は資材置場として貸付けている土地であるが、市街化調整区域にもかかわらず建築物を建築していることから、奈良県より建築物を撤去するよう指導を受けている。奈良県の指摘を受け、本町は用途違反と判断して契約の更新は行っていないが、無許可建築物を追認することになるため、令和4年以降の土地使用料を受領していない。

①貸受人に対しての建築物撤去請求(令和3年6月)

ア 土地貸付契約書の第1条(貸付物件)には、地目：宅地(市街化調整区域)と記載しているが、建築行為の制限についての禁止事項の明記がされていなかった。

イ 町は建築物を簡易な建物として、違法性の認識はなかったと史料される。

②交渉の結果

令和7年中に退去準備を行い、令和8年内に退去の予定。

(3) 商工会無償貸付土地契約締結の状況

今年度中に契約締結は行う。

(4) 自動販売機入札の状況

最も優れた提案企業との契約方式である「公募型プロポーザル方式」で入札が行われた。

①入札の状況

- ・入札参加企業 1社
- ・業者決定 令和7年9月5日
- ・契約金額 330千円
- ・設置台数 10台

②令和6年度自動販売機10台の使用料及び電気代合計は289千円であった。入札により令和7年度以降は年間4万円程度増収となる。

4) 令和7年2月個別外部監査「団体に対する補助金の支出」

(1) 「団体等に対する補助金の支出についての個別外部監査結果への対応」別紙対応報告書が提出された。

(2) 報告書では、個別外部監査での指摘事項に基づき補助金交付要領等を改正し、要綱に沿った予算執行が行われた。

5) 令和7年3月特別監査「公有地調査検討委員会報告書」

国(財務省)の方針が定まらないため、令和7年度行政監査を留保する。

6. フォローアップ結果

1) 令和6年3月個別外部監査「私債権(住宅使用料)の債権管理」

個別外部監査において指摘された①法令の遵守、②住民の福祉に配慮、③回収すべき債権の回収、④回収できない債権の適法な処理等について、慣習的に続いていた「悪弊」を改め、適切かつ適法な事務処理が見られた。引き続き必要に応じて顧問弁護士による指導を受ける等、適切な対応に努められたい。

2) 令和6年度行政監査「公有財産の管理状況について」

土地及び建物の維持管理や貸付等の一部の事務において改善を要するものがあつた。特に「土地貸付契約書」契約の条項と文言との間に、具体的に例示することを怠り齟齬が生じ契約解除に時間を要したことは、各所属

における対応に留まることなく、全庁的な取り組みによって、契約事務における不備を減少させることに期待する。

3) 令和7年2月個別外部監査「団体に対する補助金の支出」

個別外部監査の結果及び指摘事項に対する措置については、職員及び各団体が自発的に前向きに取り組んでいる実態が伺われた。報告書の意見等を徹底することにより団体の措置への取組を一層推進するとともに、優れた実務がさらに普及し、各団体がさらに具体的に充実した措置を講じることを期待する。

団体に対する補助金の支出についての個別外部監査結果への対応

指摘事項とこれまでの対応内容									令和7年度行政監査 対応/報告依	
No.	補助金名	団体名	担当課	その他指摘事項	対応方針	対応策	対応結果	内部監査委員 意見	R7対応結果(実施報告)	R8 予算対応方針
1	「河合ふるさとの日」実行委員会活動補助金	「河合ふるさとの日」実行委員会	観光振興課	団体構成員の食料費の支出が妥当でない	R7では食料費（弁当代）の支出は省く	食料費は補助金の対象経費より除外する。	左記の対応策において実施する。	食糧費全団体対象 ①食料費は補助金の対象経費より除外 ②担当課費用負担 ③食料・飲料1名当たりの金額統一	食料費は補助金の対象経費より除外する。	同左
2	河合町交通安全対策協議会活動補助金	河合町交通安全対策協議会	危機管理課	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
3	河合町社会福祉協議会運営補助金	社会福祉法人河合町社会福祉協議会	福祉政策課	補助金支出に関する条例がないため制定するのが望ましい	近隣町を確認し必要性について検討する。	近隣を調査したが条例で定めていない市町村が多い。	毎年補助金については、精査し余剰金は精算している。支出は主に人件費が占めており過剰な補助金は支払っていないため補助金の支出自体は問題がないと	①補助金以外の委託事業見直し ②正職員数等の増減:町と事前協議	近隣町条例については定めがないため、今年度は策定しない。	必要性については引き続き検証する。
4	河合町シルバー人材センター運営補助金	公益社団法人河合町シルバー人材センター	福祉政策課	補助要綱の対象団体名が社団法人となっている公益社団法人にする必要がある。	県の補助要綱を元に補助金を算出していることから、県の補助要綱にそった要綱の再整備を検討する	新たな補助要綱を制定する。	新たな補助要綱を制定済。令和7年4月1日から施行。	正職員数等の増減:町と事前協議	補助要綱策定済み	要綱に従い執行する
5	河合町緑化推進委員会活動補助金	河合町緑化推進委員会	都市計画課	毎年度末に50万円程の繰越金が発生しているが、年度早期にボランティア団体へ活動費を交付するためであり、問題視する必要無し。		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
6	河合町人権教育推進協議会活動補助金	河合町人権教育推進協議会	生涯学習課	人権教育の推進の成果を定量的に測定することが困難であることは確かであるが、少額とは言えない額の補助金が交付されている以上、交付先において何らかの形で補助効果の確認を試みること及びその結果の町との共有は必要である。	事業ごとにアンケートを実施し（一部事業ではすでに実施）、目的に沿った活動が出来ているかを検証するとともに、今後の事業の企画立案の参考とするよう指導する。	アンケート結果を町と共有し、事業効果検証の判断材料にするとともに、次年度以降の事業展開の参考資料として活用している。	左記対応策を反映して、事業を実施する予定。	特になし	特になし	特になし
7	河合町観光ボランティアガイドの会活動補助金	河合町観光ボランティアガイドの会	観光振興課	対象経費と対象外経費の区分を明確にすること	実績報告提出前に担当課で確認する。	支出区分を明確にする。	左記の対応策において実施する。	対応報告	指摘事項対応済み	R8年も同様な対応とする
8	自治振興費交付金	河合町総代・自治会長会	政策調整課	* 交付申請手続きについて 交付申請と交付決定の手続きが必要	交付申請・決定・請求の手続きを検討する。	申請書と請求書を提出してもらう。	申請書と請求書を提出してもらう。	対応報告	要綱を改正、交付申請・決定・請求の手続きにより実施した。	同左とする。予算要求は行う。
9	総代・自治会長会活動費交付金	河合町総代・自治会長会	政策調整課	* 交付要綱について 補助の目的、対象の事業・経費・積算根拠を明確にするべき * 旅行について 旅行費用は参加者が全額自己負担するべき * 懇親会について 飲食の費用である以上、参加者が全額自己負担するべき * 慶弔費について 慶弔費については公益性がなく、交付金ではなく自主財源をあてるべき * 繰越金について 交付金額を超える繰越金が発生している	* 交付要綱について 多岐にわたる活動が対象となるため、要綱の変更ではなく、使用用途を精査する。 * 旅行、懇親会について 指摘内容を踏まえて、総代自治会長会の活動に関する使用用途となるよう検討する。 * 慶弔費について 令和7年2月、慶弔費に交付金は充てないとした。 * 繰越金について 交付金額を超える繰越金が発生しないように、今後検討していく	* 旅行について 自己負担額を増加させるのか、飲食の部分のみ不可なのか、アルコールが不可なのか、泊を伴う研修自体が不可なのかを決める。事務局の職員にも同様の自己負担額が発生する。町のルールを定め、他の団体と同様のルールで運用する。 * 懇親会について 自己負担額を増加させるのか、懇親会自体が不可なのかを決める。事務局の職員にも同様の自己負担額が発生する。町のルールを定め、他の団体と同様のルールで運用する。	町としてのルールを定め、説明をしていく必要がある。	研修旅行 ①宿泊研修旅行は廃止検討 ②日帰り研修旅行 食糧費回数×人数=担当課負担 その他費用も同様の扱い ③事務局同様扱い ④報告書提出(参加者全員) 懇親会・・・飲食費(アルコール禁止検討) 他の団体と同様 ⑤自己負担是非検討	①宿泊研修を一律廃止とはしない。 ②⑤研修に伴う飲食、宿泊の経費は交付金対象外とする。以上要綱の一部を改正した。 ③事務局も同様の扱いとする ④研修報告書は全体として報告書を作成し、決算書に添付する。 ②⑤と同じく、懇親会での飲食に係る経費は交付金の対象外とする。要綱改正した。(その他) 慶弔費は交付金対象外とした。 繰越金については交付金を超えないようにする。	R8年も同様な対応とり、予算要求する。

10	「大字・自治会活動支援」補助金	河合町各大字・自治会	政策調整課	*交付要綱について 各補助金の対象となる具体的な活動内容の明記が望ましい	対象の活動は多岐にわたるため、交付要綱の変更ではなく、申請内容を精査する。			対応報告	対応方針通りに、申請内容を精査している。	予算要求する。
11	河合町防犯カメラ設置事業補助金	河合町各大字・自治会	危機管理課	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	報告不要	報告不要
12	河合町消防団地域活動補助金	河合町消防団	危機管理課	交付要綱と交付基準に齟齬があるため、見直しが必要。 交付基準の飲食費に軽食とあるが、飲食店での飲食は軽食とは言わず不適切である。	交付要綱と交付基準の見直しを今後検討。 消防団員には、4月に開催する消防団本部役員会にて、飲食店での飲食の禁止を書面と口頭にて周知。	歳末特別警戒やお昼をまたぐ活動や訓練時のお弁当は飲食費の軽食として計上可能とした。	飲食店での飲食費の計上は禁止とし、交付要綱と交付基準の改正を行い、令和7年度の補助金を執行していく予定。	飲食費の取り扱い基準規定報告	飲食店での飲食費計上は禁止とした、交付基準及び要綱を改正した。	R8年以降も同様な対応とする
13	人権擁護活動事業補助金	河合町人権擁護委員会	住民福祉課	補助金申請書や実績報告書において、国からの費用弁償の対象となる支出とそれ以外の支出とを書類上も明確に区別することが望ましい。	補助金申請書及び実績報告書において、指摘事項にあるように国からの費用弁償の対象とそれ以外の支出を明確に区別して申請してもらうよう相談を行った。	補助申請時点でWord等の電子データでのやり取りを行い、お互いに協力し修正事項に取り組むこととなった。	令和7年度からは、修正し細やかな支出事項についても書類上で分かるようにしていくこととなった。	対応報告	補助申請時点でWord等の電子データでのやり取りを行い、お互いに協力し修正事項に取り組むこととなった。	令和8年度からは、修正し細やかな支出事項についても書類上で分かるようにしていくこととなった。
14	河合町更生保護女性会補助金	河合町更生保護女性会	福祉政策課	指摘事項なし		-	-	特になし	報告不要	報告不要
15	民生委員活動費負担金・児童委員活動費負担金・民生委員協議会活動推進費負担金	河合町民生児童委員協議会	福祉政策課	指摘事項なし		-	-	特になし	報告不要	報告不要
16	河合町身体障害者協会活動補助金	河合町身体障害者協会	福祉政策課	会員数が9名と少ない。一部の方のみが補助金の恩恵を受けていることが懸念	会員数を増やすための努力を団体に促す。 補助金がなくても活動できるのではないかと活動のあり方を検討する。	活動の在り方については、町が考えるのではなく団体として主体性をもって活動してほしい。必要な支援はするが、町がすべきことと、団体がすべきことをしっかり分けた上で支援していく。	団体が活動をPRして会員を増やし障害のある方がいきいきと社会参加できるよう努める。町も自主性をもって活動していくよう促していく	特になし	報告不要	報告不要
17	河合町歯科医師会活動補助金	河合町歯科医師会	子育て健康課	補助金交付規定の補助対象経費に住民に直接公益となるもの以外が含まれている。また、委託事業の内容が含まれている。	R7年2月13日に町歯科医師会との会議にて、交付規定の変更を提案、また委託事業分はR8年度分から、計上せずその分、補助金を削減すると町歯科医師会長と協議。	R7年度から補助金交付規定の変更、変更によってR6年度の報告書の提出、R7年度の計画書の提出をしていただく。 委託事業分については、6月実施の事業のため準備期間がないこと。また、業者選定についても検討が必要と考えるためR8年度から対応。	R8年度の補助金の削減に向け、委託事業と補助金を分けて費用を精査していく。ただしR7年度は事業実施が差し迫っており新たな委託先を検討したりする時間がないため前年通り支給する。	報告不要	報告不要	令和8年度予算から補助金は廃止
18	食品衛生協会活動補助金	河合町食品衛生協会	環境対策課	交付要綱によれば、補助金の算出根拠は「会員数(会員店舗数)×1500円=58,500円が補助額となっている。 ただ、交付要綱には、「千円未満は切捨てとする。」と記載されているため、58,500円という補助額が交付要綱とは齟齬があることになるが、そもそも千円未満を切捨てすることに合理的な根拠があるとも思われないことから、交付要綱の修正を含めた検討が必要と思われる。	千円未満切り捨てについては、会員数が多い時代に設定されたものであり、現在の会員数にはそぐわない状況であることから、指摘にあったとおり要綱の修正を行う必要があると思われる。	補助金要綱の修正を令和7年度中に行い、齟齬が生じている部分の是正を行う	補助金要綱の修正を令和7年度中に行い、齟齬が生じている部分の是正を行い、適正な補助金支出を行う。	適正な補助金支出結果報告	補助金要綱の改正を行い、次年度に向けて対応を行った。	改正要綱に従い予算化及び補助金交付を行う。
19	河合町小規模支援事業費補助金	河合町商工会	観光振興課	①対象経費と対象外経費の区分を明確にすること ②町有地である敷地の地代徴収の必要性について	①実績報告提出前に担当課で確認する。 ②法的に無償であることに問題はないが、賃借契約について検討中	①支出区分を明確にする。 ②再度書類を搜索する。	①左記の対応策において実施する。 ②町担当課と商工会で協議する。	対応結果報告	支出区分を明確にする。 土地の賃借契約は本年度中締結する。	R8年以降も同様な対応とする
20	ふるさと河童合唱団活動補助金	河合町ふるさと河童合唱団	教育総務課	人数の確保	検討中	チラシ等配布・河合町のホームページ掲載	少子化により団員数が減少しているが、「河合町のうた」の保存・継承を図るため、団員の確保に努める	特になし	報告不要	報告不要
21	河合町人権教育研究会活動補助金	河合町人権教育研究会	生涯学習課	特に指摘すべき事項は見当たらなかった。		-	-	特になし	報告不要	報告不要
22	河合町砂かけ祭保存会活動補助金	河合町砂かけ祭保存会	観光振興課	特になし		-	-	特になし	報告不要	報告不要

23	河合町子ども会連合会活動補助金	河合町子ども会連合会	生涯学習課	令和5年度の決算において、補助対象経費として上げられている事業費に交付先団体代表者の亡母への香典5,000円が含まれている。当該香典は交付要綱において補助対象外とされる「交際費（慶弔費を含む。）」に該当するものであり、補助対象経費として処理すべきものではない。	左記指摘事項について、今後適切な会計処理を行うよう、当該団体に指導する。	補助金交付要綱に沿った支出を徹底させる。（今後、香典などの慶弔費を含む交際費をはじめ、その他に関しても不適切な支出が無いよう指導）	左記対応策を反映して、事業を実施する予定。	対応結果報告	個別外部監査での指摘事項に留意し、補助金交付要綱に基づいた補助金の活用を図る。	R8年以降も同様な対応とし、例年と同水準の予算措置をする。
24	河合町PTA連合会活動補助金	河合町PTA連合会	生涯学習課	上記各年度とも、当該団体の剰余金（繰越金）は町からの補助金額を超えており、しかも剰余金は少しずつではあるが増加傾向にある。当該団体の活動には公益性が認められ、また、町から当該団体への補助金額自体は必ずしも多額ではないとはいえ、町の財政が極めて厳しい状況にある中で、補助金の額を超える剰余金を有する団体に対する補助金の扱いについては検討が必要である。	左記指摘事項について、今後適切な会計処理を行うよう、当該団体に指導する。	補助金以外の収入（繰越金、会費等）で事業を実施している状況です。今後は、適切な会計処理を行い、不用額等が発生した場合は返金するよう徹底する。	左記対応策を反映して、事業を実施する予定。	対応結果報告	個別外部監査での指摘事項に留意し、剰余金により事業を展開している。今後、事業費に不足が生じた場合には、精査の上補助金を交付する可能性もある。	個別外部監査での指摘事項に留意し、例年と同水準の予算措置をする。
25	「かわい通学合宿」事業補助金	通学合宿実行委員会	生涯学習課	特に指摘すべき事項は見当たらなかった。		-	-	特になし	報告不要	報告不要
26	河合町老人クラブ活動補助金	河合町老人クラブ連合会	福祉政策課	過剰な繰越金が発生しているクラブに補助金を交付するのかどうか。旅行に対する補助金のあり方について	連合会が実施する各事業について補助対象経費を明確化または補助割合（上限額設定）等をルール化する。	県の補助要綱についても補助対象経費に旅行と明記されており支出時自体に問題はない。宿泊や飲食相当分は自己負担を徴収している	旅行に対する自己負担比率を増やす。飲食に関わる費用の区分を徹底する	①一人当たり旅行補助13,700円削減検討 ②飲食に関する費用区分明確化 ③各老人クラブ決算検査繰越金及び活動	研修に対する自己負担5,000円増やした。飲食代については補助対象経費から外している。	引き続き指摘事項について検証していく。
27	河合町遺族会活動補助金	河合町遺族会	福祉政策課	補助対象経費の区別が必要	補助対象経費の分類を徹底する。	飲食関連の費用との区分がつきにくい部分があった。飲食に関わる費用については会費で支払うよう徹底する	令和7年度から対象経費を区分して支出する	対応結果報告	対象経費分類を徹底した。	対象経費をしっかりと区分していく。
28	河合町文化協会活動補助金	河合町文化協会	生涯学習課	補助対象経費について 令和4年度及び5年度において補助対象経費とされている文化祭諸経費に、事務局職員昼食代が含まれている。 しかし、補助金の交付を受ける団体の構成員の食料費の支出は公益性を欠くと考えられ、補助対象外経費として処理すべきであると考えられる。 補助対象となる経費の範囲について確認し明確にするよう、交付先に指導されたい。 補助の効果について 文化の振興、文化活動の推進等といった効果を定量的に測定することはもとより困難ではあるが、多額の公金が投入されている以上、それによっていかなる効果が認められるかについては、何らかの形で調査・確認・報告がなされるべきである。	左記指摘事項について、今後適切な会計処理を行うよう、当該団体に指導する。 文化祭においてアンケートを実施し、来場者の満足度等の参考資料としている。今後は、いかなる効果が認められるかについて、さらに調査・確認を図り報告するよう指導する。	補助金交付要綱に沿った支出を徹底する。（今後、昼食代をはじめ、その他に関しても不適切な支出が無いよう指導） 運営委員会等においてアンケート結果を共有し、さらなる事業の発展をめざす。	左記対応策を反映して、事業を実施する予定。	対応結果報告	個別外部監査での指摘事項に留意し、補助金交付要綱に基づいた補助金の活用を図っている。また、アンケート結果等の分析により、さらなる事業効果の向上を図る。	個別外部監査での指摘事項に留意し、例年と同水準の予算措置をする。
29	河合町婦人会活動補助金	河合町婦人会	生涯学習課	当該団体には令和2年度までは補助金が交付されていたが、令和3年度以降は補助金交付申請自体がなされていないことから、当該団体においては既に補助金を必要とする状況にないものと認められる。 したがって、本件監査においては特に指摘すべき事項はない。		-	-	補助金対象からの削除検討	予算処置なし	予算処置なし

30	河合町郷土を学ぶ会活動補助金	河合町郷土を学ぶ会	生涯学習課 観光振興課	<p>繰越金について 各年度において剰余金（繰越金）が単年度補助金額の10%をはるかに超えている。特に繰越金が必要となる事情も見当たらないことから、剰余金を不要な補助金として町に返還させることを検討すべきである。</p>	<p>左記指摘事項について、今後適切な会計処理を行うよう、当該団体に指導する。 また、令和7年度より当該団体を所管する観光振興課にも本件を引き継ぐ。</p>	<p>今後、「町の文化財調査保存に協力する」という事業の目的に基づいた諸活動を推進するよう指導するとともに、補助金交付要綱に沿った支出を徹底させる。</p>	<p>左記対応策を反映して、事業を実施する予定。</p>	<p>対応結果報告</p>	<p>個別外部監査での指摘事項に留意し、補助金交付要綱に基づいた補助金の活用、事業の目的に沿った活動を行っている。</p>	<p>個別外部監査での指摘事項に留意し、例年と同水準の予算措置をする。</p>
31	河合町スポーツ協会運営補助金	河合町スポーツ協会	生涯学習課	<p>補助対象に関する交付要綱の規定について交付要綱を見ても、「補助事業の目的」として「河合町スポーツ協会の運営に必要な経費」という表現があるのみで、当該団体のいかなる活動や経費に対して補助金を交付するのかという具体的な補助対象がほとんど読み取れない。実際の運用では上記(1)オの表の欄外記載のような経費が補助の対象とされており、運用の実態として大きな問題があるわけではないが、少なくとも補助対象事業や補助対象経費が何なのかを交付要綱において読み取ることができる程度には記載すべきである。</p>	<p>補助金交付要綱の見直しを図る。各クラブ連盟の補助金の使途を町が把握し、不適切な点があれば直ちに指導できる体制を構築する。</p>	<p>補助金交付要綱を改正する。</p>	<p>令和7年4月1日補助要綱改正済み。</p>	<p>対応結果報告</p>	<p>個別外部監査での指摘事項に基づき補助金交付要綱を改正しており、要綱に沿った適切な予算執を行っている。</p>	<p>補助金交付要綱に留意し、例年と同水準の予算措置をする。</p>